

防府市立小・中学校学区外就学取扱要領

昭和 5 8 年 4 月 1 日制定

(就学学校の変更)

第 1 条 「防府市立富海小学校・富海中学校における通学区域外就学特認要綱」及び「防府市立向島小学校における通学区域外就学特認要綱」(以下、「特認要綱」という。)により就学を認められた者以外の者で、防府市立小・中学校通学区域に関する規則(昭和 2 9 年教育委員会規則第 3 号以下「規則」という。)第 4 条の規定により児童・生徒を学区外の学校に就学させることができる場合は次の各号に該当する場合とし、教育長がこれを決定する。

- (1) 児童・生徒が心身の障害等及び児童・生徒の指導監督上のためその住所地の属する学区の学校に就学することが困難と認められるとき。
- (2) 児童が学年途中において他の学区に住所を変更し、通学に支障のないとき。
- (3) 生徒が学年途中において他の学区に住所を変更し、通学に支障のないとき。
- (4) 児童・生徒が学年途中において他の学区に住所を変更することが確実と認められ、通学に支障のないとき。
- (5) シーサイドスクール事業の対象となったとき。
- (6) 児童が住民登録地において昼間保護者がなく、預かり先等がある校区の学校、あるいは、両親が勤務する勤務地の校区の学校を希望するとき。
- (7) 特別支援学級入級児童生徒で校区の学校に適当な特別支援学級の設置がないとき。
- (8) いじめ又は不登校により、現籍校への就学が困難になったとき。
- (9) 転校により明らかに不登校又は過度の心身負担が予測され現籍校への就学を希望するとき。
- (10) 家庭の事情により居住地が住民登録地と異なるとき。

(11) 特認要綱により防府市立向島小学校を卒業した児童が防府市立華陽中学校に就学を希望するとき。

(12) 前号に掲げるもののほか、特に配慮を必要とする事情が認められるとき。

(期間)

第2条 前項の規定により就学学校の変更を許可することができる期間は次の各号に定める期間とする。

(1) 第1条第2号・第5号及び第7号により変更をする場合。

当該学年末まで。

(2) 第1条第3号及び第11号により変更をする場合。

当該学校卒業まで。

(3) 第1条第1号・第4号・第6号・第8号・第9号・第10号及び第12号により変更をする場合。

就学学校の変更を許可した日から変更理由が消滅した日まで。

(許可願)

第3条 保護者は、規則第4条の規定により児童・生徒を就学する学校を変更して学区外の学校に就学するときは、就学学校許可願にその事由を証明する書類を添えて教育委員会に申し出なければならない。

(校長の報告)

第4条 校長は、規則第4条の規定による許可を受けないで当該学区外から通学する児童・生徒があるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

附 則

1 この要領は、昭和58年4月1日から実施する。

2 防府市立小・中学校学区外就学取扱要領（昭和55年10月23日）は廃止する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成 19 年 12 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 23 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から実施する。